重要事項説明書概要(定期保険)

- ◆この保険は、被保険者が保険期間中に死亡した場合に、所定の死亡保険金を受け取ることができる保険です。
- ◆保険金の請求権は3年で時効となり消滅しますので、保険金をお支払いする事由が発生した場合は速やかにご連絡ください。

保険金をお支払いする場合	被保険者が保険期間中に死亡したときに、保険証券記載の保険金額を保険金受取人に支払ます。
保険金を支払わない主な場合	① 告知を偽るなど告知義務違反により保険契約が解除となった場合
	② 保険金を搾取する目的で事故を起こすなど重大事由により保険契約が解除となった場合
	③ 詐欺行為による保険契約の取消や保険金の不法取得目的があって保険契約が無効になった場合
	④ 保険料の不払いにより保険契約が失効した場合
	⑤ 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺
	⑥ 保険契約者の故意による被保険者の死亡
	⑦ 保険金受取人の故意による被保険者の死亡
保険金が支払われた場合	被保険者が死亡した日をもって保険契約は消滅します。
保険期間	責任開始日から1年間、更新後は更新日から1年間です。
保険契約の更新	この保険は自動で更新されます。
	更新を希望しない場合は、保険期間満了日の2週間前までに書面で更新しない旨の通知が必要です。
保険料	更新ごとに更新日における満年齢に応じた保険料となり、保険料は毎年上がります。
配当金	契約者配当金はありません。
満期保険金	掛捨て型の保険で、満期保険金はありません。
解約返戻金	月払い契約の場合、解約返戻金はありません。
告知義務	保険契約者や被保険者にはご契約時に会社所定の質問事項に対して告知する義務があります。
	故意または重大な過失により事実と違う内容を記載した場合や事実を告知しなかった場合は保険金が支払われませ
	ん。
保険契約の失効	保険料が2か月連続でお支払いいただけない場合、保険契約は失効します。
クーリングオフ	保険期間が1年間のためクーリングオフの対象外です。
セーフティネット	少額短期保険業者のため、生命保険会社・損害保険会社が加入する保険契約者保護機構によるセーフティネットの
	対象外です。
保険金請求権	保険金の請求権は、保険金の支払事由が発生した日より3年間で時効により消滅します。
保険契約の成立	少額短期保険募集人は保険契約の媒介を行う者であり、保険料や告知の受領兼、保険契約の締結権は有しません。
	契約は保険会社が契約の申込を承諾したときに有効に成立します。